

# 日韓外交関係の基本史料

## 外交史料 韓国併合 上・下

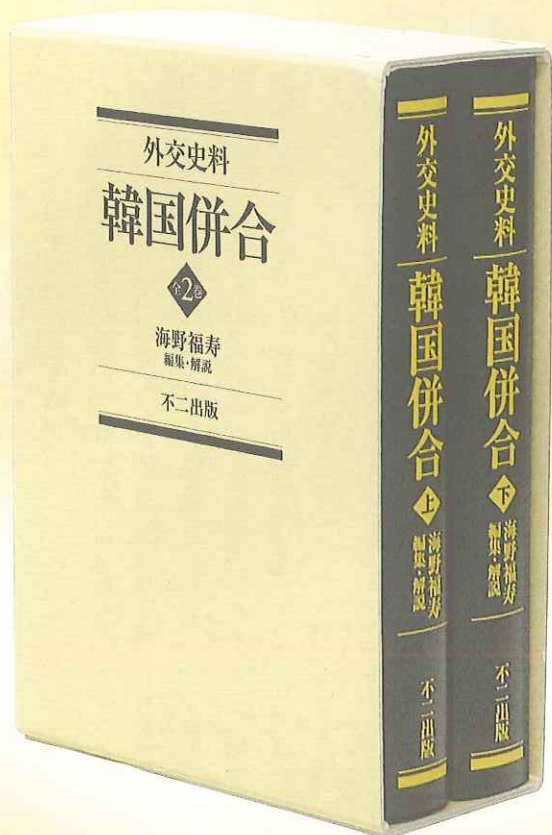
全2巻

海野福寿  
編集・解説

不二出版

● 揃定価 〓 本体四八、〇〇〇円十税

● 二〇〇三年十一月刊行!



本史料集は、「韓国併合」に関して

「歴史の共通認識という

国際共通財を創りだす出発点」

として編まれたものである。

日本の韓国植民地化過程（一九〇四―一九一〇年）に

締結された日韓旧条約の

日本側の政府関係史料を中心に

四〇〇点余を収録する。



# 厳しい目で選ばれた 最も基本的な史料集

周知のように「韓国併合」が合法か否かを巡って、ソウル大学の李泰鎮氏と海野福寿氏との間で、論争が繰り広げられている。論争は、雑誌『世界』の一九九八年七月号から二〇〇〇年一月号までの間に、「日韓対話」シリーズとして、掲載された七本の論文に端を発している。このうち、三本が李泰鎮氏のものであり、ほかは海野氏はじめ、坂元茂樹（関西大・国際法）、笹川紀勝（国際キリスト教大・憲法）、荒井信二（駿河台大・歴史学）氏らがそれぞれ自論を展開しているが、決着はみなかった。

そこで二〇〇一年に李泰鎮氏らの提案で「韓国併合」の歴史学的・国際法学的再検討プロジェクトが結成され、三回にわたる国際会議がもたれた。とくに第三回の会議はハーバード大学で開催され、日本・韓国・アメリカ・朝鮮民主主義人民共和国・イギリス・ドイツからも、三〇名を超える研究者が参加した。しかしこの学術会議でも論点がかみあわず、「満足すべき成果」は得られなかったという。そこで「歴史の共通認識という国際共通財を創り出す出発点」として、日本側と韓国側でそれぞれ

## 推薦の辞

宮田節子  
朝鮮近代史研究者

関連史料集をだすことになり、その日本側の責任者が海野福寿氏になった。その成果がまさに本史料集なのである。思うに海野氏は李泰鎮氏と論争しつつも、単なる論争の枠を越えて、朝鮮近代史の中でも最も研究の薄いこの時期に本格的な研究のメスを入れようとしたのではないだろうか。九五年に岩波新書で『韓国併合』を出版して以来、編著の『日韓協約と韓国併合』（明石書店九五年）『韓国併合史の研究』（岩波書店二〇〇〇年）と驚くほどの精力的な仕事で、なによりも雄弁にそのことを物語っていると思う。鍛え抜かれた厳しい研究者の目で、選ばれたのが本史料集なのである。この史料集は朝鮮史研究者のみならず、日本近代史・国際法の研究者にも非常に有用であると思う。

またこの論争に「局外中立」を保っている人々にも、前文に付されている「論点・日韓間旧条約（一九〇四〜一九〇年）の効力をめぐって」を一読することを是非お勧めしたい。論点がじつに明快に提示されている。

## 論点 日韓間旧条約（一九〇四〜一九〇年）の効力をめぐって

- 一 日韓歴史認識の相違
- 二 国際法における条約の無効原因
- 三 韓国皇帝の二面外交
- 四 日清開戦以前の日朝間条約の形式
- 五 批准条約と国際法

深い反省の念を表明する」という反省の言辞を盛り込んだものの、謝罪の表明はなかったから、韓国・中国をはじめとするアジア諸国から不満の声が上がった。しかも国会における賛成者は議員数の半数に満たない約二三〇人であった。次いで八月二十五日、村山富市首相は次のような「談話」を発表した。

### 一 日韓歴史認識の相違

「村山談話」と「村山発言」

敗戦五〇年にあたる一九九

……わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未

## 解説 日韓議定書

満韓問題をめぐる日露交渉が、妥協への一縷の望みを残しながらも交渉決裂への階段を登りつめつつあった一九〇三年二月三〇日の閣議決定「対露交渉決裂の際、日本の採るべき対韓方針」（史料9）は、「平和破裂ノ場合ニ於テ帝国ノ採

ては「密約」締結に反対しながらも、小村の下問については、皇帝（高宗）の「形勢傍観主義」ゆえに困難な「密約」締結を強要するならば、ソウル駐劄の日本軍を倍増し「相当ノ威カヲ加フル」とともに、日本在住の韓国人亡命者の処分と借

## 関係史料 日韓議定書

「密約締結工作と韓国中立宣言」

明治三十六年九月廿九日

外務大臣男爵小村寿太郎（印）

1 日韓密約締結につき林公使へ照会

在韓国 特命全権公使林權助殿



韓国併合史略年表 1903-1910

( ) 内の数字は本書収録史料の番号を示す

- 1903 (明治36・光武7) 年, 癸卯
- 4-20 日本, 清国に対し露の満州撤兵新条件を拒否するよう勧告。4-27 清国, 露の要求を拒絶。
- 4-21 山県・伊藤・桂・小村ら京都で対露策を協議 (無隣庵会議)。
- 4-21 露, 龍岩浦へ進出。5月 砲台建設開始のうわさ日本政府に届く。6-13 鴨緑江木材会社 (責任者ペゾプラーゾフ) 設立。
- 7-20 露森林会社総務代弁と韓国西北境界鬱陵島森林監理, 韓国と龍岩浦土地租借契約調印。
- 7- 露, 安東県一龍岩浦間電線架設の準備として義州に電柱設置。7-8 韓国政府, 露公使に照会。7-15 義州郡守, 既設電柱を撤去。
- 8-12 露, 旅順に極東総督府設置, 関東軍司令官アレクセーエフを総督に任命。
- 9-29 小村外相, 林駐韓公使に日韓密約締結につき打診 (I-1)。10-14 林, 回報 (I-2)。10-30 林, 密約締結につき意見具申 (I-3)。
- 10-3 駐日露公使ローゼン, 小村外相に露の協定対案を提示。10-30 小村, ローゼンに日本側確定修正案を手交。12-11 ローゼン, 日本修正案への対案を提示。12-21 小村, ローゼンに露の再考を要請。
- 11-30 林公使, 皇帝に謁見, 密約締結交渉開始を要請 (I-4)。
- 12-1 臨時憲兵隊を韓国駐紮憲兵隊と改称。
- 12-29 林公使, 李址鎔外相署理に議定書案を示し, 密約締結を促す (I-10)。
- 12-30 対露交渉決裂の場合の対清 (中立)・対韓 (軍事支配) 方針を閣議決定 (I-9)。

57 I 日韓議定書

御承知之通り、且下、我方ハ滿韓問題ニ関シ直接露国ト交渉中ニ有之候処、其終局ノ如何ニ帰着スヘキニ拘ハラス、此際、韓国皇帝ヲ我方ニ引付ケ置クハ帝國ノ政策上極メテ緊要ナルベクト被存候。其故ハ日露間ノ交渉幸ニ満足ナル妥結ヲ見ルニ於テモ、予メ韓国皇帝ヲ我方ニ引付ケ置カスシテハ、同國ニ於ケル我將來ノ施設上大ニ不便ヲ感スルコト可有之、況シテ万一交渉不調ニ帰シ、日露間ニ平和ノ破裂ヲ見ルカ如キ場合ニ立到候ハ、韓国皇帝ノ向背ハ全局ノ利害上偉大ノ關係ヲ有スルコト勿論ノ義ニ有之候。就テハ出来得ベクムバ今日ヨリ右ノ目的ヲ以テ、何等カ密約ヲ日韓間ニ結ヒ置度存候間、右ニ関スル閣下ノ御考案並ニ之ヲ遂クルノ手段方法等ニ関シ御熟考ノ上、御意見御回報相成度、此段申進候。 敬具

2 密約締結につき林公使の回報  
機密第一六三号  
小村大臣宛  
林公使

日韓間秘密条約締結ニ関スル件  
客月廿九日附機密送第七二号ヲ以テ、日韓間ニ同盟的密約案

1 日韓密約締結につき林公使へ照会  
機密送第七二号  
十月八日接  
在韓国 特命全權公使林權助殿

明治三十六年九月廿九日  
外務大臣男爵小村寿太郎 (印)

関係史料 日韓議定書

満韓問題をめぐる日露交渉が、妥協への一縷の望みを残しながらも交渉決裂への階段を登りつめつつあった一九〇三年二月三〇日の閣議決定「対露交渉決裂の際、日本の採るべき対韓方針」(史料9)は、「平和破裂ノ場合ニ於テ帝國ノ採ルべき方針」のうち對清策を「清國ヲシテ中立ヲ守リ交戦ニ...

解説 日韓議定書

「村山談話」と「村山発言」 敗戦五〇年にあたる一九九〇年... わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未だ深い反省の念を表明する」という反省の言辞を盛り込んだものの、謝罪の表明はなかったから、韓国・中国をはじめとするアジア諸国から不満の声が上がった。しかも国会における賛成者は議員数の半数に満たない約二三〇人であった。次いで八月一五日、村山富市首相は次のような「談話」を発表した。

- 一 日韓歴史認識の相違
- 二 国際法における条約の無効原因
- 三 韓国皇帝の二面外交
- 四 日清開戦以前の日朝間条約の形式
- 五 批准条約と国際法



# 目次より

まえがき——本書編集の経過  
凡例

論点・日韓間旧条約（一九〇四～一九〇五年）の効力をめぐって  
I 日韓議定書

解説

〔密約締結工作と韓国中立宣言〕

- 1 日韓密約締結につき林公使へ照会 一九〇三年九月二十九日
- 2 密約締結につき林公使の回報 一九〇三年一〇月二四日
- 3 密約締結に關し林公使の意見具申 一九〇三年一〇月三〇日
- 4 林公使の韓国皇帝への密奏文 一九〇三年二月三〇日
- 5 密約第一案（公使館初案） 一九〇三年二月二日カそれ以前
- 6 密約第二案（大三輪案） 一九〇三年二月二七日
- 7 韓人亡命者処置につき林公使へ訓令 一九〇三年二月二七日
- 8 韓廷懐柔策につき回報 一九〇三年二月二八日
- 9 対露交渉決裂の際、日本のとるべき対韓方針 一九〇三年二月三〇日
- 10 韓国高官と交渉経過の報告 一九〇三年二月三〇日
- 11 韓国官中の動静につき韓国外相の内報報告 一九〇四年一月二日
- 12 李址鎔外相署理による韓廷の現況報告 一九〇四年一月九日
- 13 李址鎔・閔泳喆・李根沢、密約締結につき推進報告 一九〇四年一月二六日
- 14 密約締結交渉の開始につき交渉報告（修正第三稿） 一九〇四年一月一九日

# 概要

●体裁

A5判・新組・上製・函入・  
総八〇八ページ

全一卷

〔上〕

論点・日韓間旧条約（一九〇四～一九〇五年）の効力をめぐって

- I 日韓議定書
- II 第二次日韓協約
- III 韓国通信機関委託（関スル取極書）
- IV 第二次日韓協約
- 〔下〕
- V 第三次日韓協約
- VI 韓国司法及監獄事務委託（関スル覚書・韓国警察事務委託（関スル覚書）
- VII 韓国併合（関スル条約）

●揃定価

本体四八、〇〇〇円＋税  
ISBN4-8350-4561-0

- 15 韓国側対案を報告 一九〇四年一月二〇日
- 16 密約案につき回訓 一九〇四年一月二〇日
- 17 即時密約調印を請訓 一九〇四年一月二二日
- 18 密約調印および運動費供与につき請訓 一九〇四年一月二二日
- 19 議定書調印を訓令 一九〇四年一月二二日
- 20 韓国の中立宣言を通知 一九〇四年一月二二日
- 21 中立宣言につき駐日韓国臨時代理公使より申し入れ 一九〇四年一月二四日
- 22 密約調印遅延の理由報告 一九〇四年一月二四日
- 23 密約締結交渉の頓挫につき報告 一九〇四年一月二五日
- 24 密約締結に慎重を求める訓令 一九〇四年一月二五日
- 25 密約締結交渉中止の訓令 一九〇四年一月二六日

〔下〕

V 第三次日韓協約

解説

〔万国平和会議〕

- 1 「国際紛争平和的処理条約」の加盟方法につき照会 一九〇六年五月九日
- 2 第二回万国平和会議に關するロシア政府照会につき外相請議 一九〇六年六月九日
- 3 第二回万国平和会議の韓国参加に反対を駐日ロシア公使に回答 一九〇六年六月二五日
- 4 第二回万国平和会議に關する日本政府の回答に対しロシア公使の照覆 一九〇六年一〇月九日
- 5 第二回万国平和会議につきロシア政府提案に対する回答 一九〇六年一月一〇日
- 6 第二回万国平和会議開催につき経過通知および韓国招請につき有無調査訓令 一九〇六年二月三日
- 7 第二回万国平和会議に韓国招請なしと統監代理より

- 8 回答 一九〇六年二月一四日
- 9 「国際紛争平和的処理条約」第六十条議定書調印方訓令 一九〇七年五月八日
- 10 「国際紛争平和的処理条約」第六十条議定書調印済み報告 一九〇七年六月二〇日
- 11 「ロシア総領事ブランソン認可状問題」
- 12 駐韓ロシア総領事の認可状交付につき駐日ロシア代理公使の照会 一九〇六年二月一六日
- 13 駐韓ロシア総領事の認可状につき回答 一九〇六年二月二七日
- 14 駐英ロシア大使よりイギリス政府あて公文の報告転電 一九〇六年四月一四日
- 15 ロシア政府より照会公文に対するドイツ政府の回答報告 一九〇六年四月二〇日
- 16 駐日ロシア公使に対する認可状問題の説明経過を駐露公使へ通報 一九〇六年七月一〇日
- 17 ブランソン総領事の認可状請求および仮承認要請 一九〇六年七月二六日
- 18 露韓条約問題につき伊藤統監の意見 一九〇六年七月二二日
- 19 「ジュネーブ条約署名問題」
- 20 赤十字条約改正会議における日本委員を韓国代表とする閣議決定 一九〇六年三月二三日、二六日
- 21 ベルギー駐在公使加藤恒忠に交付の赤十字条約改正会議委員全権委任状（案） 一九〇六年四月二六日
- 22 赤十字条約改正会議に出席の加藤代表委員に訓令 一九〇六年五月二〇日
- 23 「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約」前文 一九〇六年七月六日
- 24 赤十字条約前文の形式につき加藤公使へ問い合わせ 一九〇六年八月一七日

## 関連図書

朝鮮総督府刊

朝鮮総督府 帝國議會説明資料 全17卷

朝鮮總督府が帝國議會提出のため作成した「帝國議會説明資料」は、現在その大部分が散佚又は焼却され、その全容を把握することさえ不可能に近い。弊社では内外の研究者・各機関の協力を得て、現在収集可能なものを全てを網羅し、復刻刊行した。大正六年から昭和二〇年までの植民地朝鮮の「治安状況」を中心とする民衆の動向など、植民地支配の全分野を含む、近現代史研究の基本資料である。

- A4判・上製・総5、420頁 ● 揃定価 535、000円＋税
- '94年4月、'98年6月刊（復刻版）
- 推薦 海野福寿・朴慶植・水野直樹・宮田節子

海野福寿 編・解説

十五年戦争極秘資料集 補巻7

韓国併合始末 関係資料

本書は一つの「韓国併合」の資料からなる。資料1は「朝鮮總督報告 韓国併合始末」三二丁、同附録「韓国併合ト軍事上ノ關係」八丁（明治四三年一月）。資料2は、「日韓併合始末」四四頁、同附録三〇丁、地図・表多数（明治四四年八月）。新資料の発掘によって、編者は内容を詳細に検討し、同時に、「韓国併合」が今まで「対等の立場で締結された」とする政治家の発言が、いかに史実とかけ離れたものであるかを、資料によって解き明かす。本書「解説」は二八頁の力作論文である。

- B5判・上製・函入・286頁 ● 定価 500円＋税
- '98年11月刊（復刻版）

朝鮮憲兵隊歴史 全6巻

本書は、防衛庁防衛研究所図書館所蔵の資料「朝鮮憲兵の起源及び沿革概要」「朝鮮憲兵隊歴史」を収録した。韓国併合の直前（一九〇一年六月）、日本政府は韓国政府から警察権を奪い、韓国駐衛憲兵隊が韓国人民を支配・統制する「武断政治」を開始する。この憲兵隊による植民地統治の方式は、その後の日本の植民地各地に「輸出」され、原型となるに至る。本資料は、この間の資料の空白を埋めるのに極めて重要である。

- 解説（松田利彦）付き
- A4判・上製・総1、580頁 ● 揃定価 180、000円＋税
- '00年10月刊（復刻版）
- 推薦 海野福寿・水野直樹

●表示価格はすべて税別。

不二出版

T1133-0023  
東京都文京区向丘1-2-12  
電話 03-3812-4433  
FAX 03-3812-4464  
振替 001600・294084